

## 決議

レベル、各国レベル、地域レベル、地球規模で組織され遂行され、それにより湿地の価値と利益についての知識と理解が深まり、湿地資源の保全や持続可能な管理に向けての行動を進展させなければならないことを確認する。

8. 国際湿地保全連合の「教育と普及啓発専門家グループ」およびパートナー機関によって運営される他のEPAネットワークが、このプログラムの指導的役割を果たし、ラムサール条約に対して専門的な助言を行う団体として活動することを要請する。

9. 国際湿地保全連合の専門家グループと他の専門家ネットワークが、以下のことでラムサール事務局と共に働くように促す。

(a) 湿地の教育と普及啓発の専門家の国際的ネットワークを設立、維持する。

(b) 必要となる財源を求め、地域的に合った計画を実施にうつし、教育と普及啓発キャンペーンの企画、実施、評価の改善を目的としたトレーニングの機会を進展させる。

(c) ラムサール事務局が常設委員会に毎年提出する経過報告を通じ、各締約国が国内湿地政策および環境政策を支援する教育と普及啓発プログラムの適用についてアドバイスができるよう、事務局に助力する。

10. すべての締約国、パートナー機関、興味を持つ団体や機関が、このイニシアチブを支持することを促す。

## 決議VI. 20 オーストラリア政府及びオーストラリアの人々への感謝

1. 第6回締約国会議のためにオーストラリア当局の全てのレベルが提供してくれた寛大な支援に対し、深謝の意をここに表明し、

2. 参加者を歓迎し会議に有効な貢献をしてくれたブリスベン市に対し特に感謝し、

3. 「戦略計画」の実施のための特別な拠出を奨励した、条約25周年記念にあたっての『誓約の提唱』に対し、オーストラリア政府に重ねて感謝し、

4. 本会議で発表されたオーストラリア連邦政府による新たな7カ所の登録湿地の指定予定、及び連邦湿地政策を完成させるという決定を謝意をもって注目し、

締約国会議は、

5. 主催国関係者、特にオーストラリア連邦、クイーンズランド州、ブリスベン市各政府とオーストラリアNGOに対する謝意を記録する。

6. 第6回締約国会議の組織にあたっての連邦政府、クイーンズランド州政府、ブリスベン市当局及びオーストラリアの民間セクターによる財政的支援の重要性を認識する。

7. ベルギー、ブルガリア、カナダ、デンマーク、フランス、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、日本、オランダ、パキスタン、スリランカ、スイス、英国、米国、カナダの国際カモ保護協会(Ducks Unlimited)、WWF、オーストラリアNGOによる誓約とともに、条約の有効性を高める「戦略計画」実施のためのオーストラリア政府の25周年記念誓約への謝意を表明する。

8. 条約の25周年の年およびこれ以降に湿地の価値の教育及び普及啓発の促進の分野で、条約の活動を導くものとなる成功に対して賛辞する。

9. オーストラリアの人々、州政府、連邦政府に対し、オーストラリア国内および国際社会で条約をより広く適用することを促進するため、引き続いて行われるすべての努力が成功をおさめることを願う。

10. 条約の世界的活動に対するオーストラリア政府の継続的な支援に対し謝意を表明する。

### 決議VI. 21 湿地の現状に関する評価と報告

1. 締約国による湿地資源の状況の計測と報告にまつわる困難に関して、この会議中行われた様々な発表に留意し、また1997-2002年戦略計画の行動6. 1. 3と一致して、

締約国会議は、

2. 次の3年間で締約国と協議して以下のことを行うよう事務局に要請する。

(a) 湿地の現状評価への寄与が最大になるよう、国別報告書の中で提供される情報体系を吟味する観点から、必要かつ適切な場合には国別報告書を準備するための指針を修正できるような手順を次回締約国会議までに設立する。

(b) 国家的、地域的および地球規模で、湿地資源の状況の評価するために、合意に基づいた科学的な過程を確立すること。

3. 地域の社会集団やNGOが条約履行の過程で果たすことができる役割を認識し、また政府が条約の使命を成し遂げる際にNGOが協力できるような仕組みを開発することを締約国に奨励する。

### 決議VI. 22 ラムサール事務局移転の検討

1. 第3回締約国会議(1987年、カナダのレジャイナにて開催)以降、ラムサール事務局が位置するスイス政府が提供してきた貢献と支援を認識するとともに感謝し、

2. IUCN(国際自然保護連合)が事務局にサービスを提供し、非常に緊密で積極的な支援をしたことに感謝し、

3. 条約の適切な遂行を保証するために必要とされる事務局の活動に係る運営費及び人件費の増加、そして締約国がこれら予算的要求に答えることは財政的に困難であることを懸念し、

4. 条約の効力を最大限に発揮するために財政効率を高めるよう、過去3年間にラムサール常設委員会及び締約国から事務局に与えられてきた指示を十分認識し、

5. 運営費のより効率の良い利用のために、そして可能な場合には条約の基本予算運用の費用削減のための機会を見極め追求するという、ここ数ヶ月にわたる事務局長および事務局によってなされた多大の努力の結実を記し、

締約国会議は、

6. ラムサール事務局の全体的な費用削減、あるいは予算追加のため恒久的な寄付を受ける為の方策の全般的な分析をすることを、常設委員会に対し指示する。

7. さらに事務局の協力を得、IUCNと緊密な関わりを持ちながら、ラムサール事務局の移転を行った場合に節約することのできる費用の具体的な分析を行い、両分析の結果を次回締約国会議において発表するよう、常設